

インタビュー

歴史がうねる 中東とロシア

オピニオン

が失敗する中、教義やイデオロギーを力で実現しようとするイスラム主義運動の流れが出てきた。エジプトのムスリム同胞団にはじまり、ジハーディ団など過激なグループを経て、アルカイダに結びつく。その派生体がISISです。彼らがアラブの土地の一隅に現実にイスラム国家を作り、領土と主権を正当化する時に、カリフ論を持ち出してきたのです」「現在のトルコ共和国の国境はおむね、18年にトルコ軍が休戦ラインを維持していた線で、トルコ語を話す人々が多かった地域です。ISISが拠点にしたイラク北部のモスルも当時、アラブ住民は絶対多数でなくトルコ系なども多かった。ところが英國は委任統治の名目でイラク

——「アラブの春」は中東の民主化にはつながっていませんね。

「例えばイラクでは、宗派別の人割合が変わらない限り、いくら選挙をやっても中央政府は多數派のシーア派主導となりがちです。北部のクルド人や中部の逊二派アラブ人は不満を持ちます。普通に分析すれば見当がつく歴史の教訓なのに、米国は多數派原理を重視してきた。選挙で民主化に成功したことにしないかど、イラク戦争を正当化できないからでしょう」

に消えたカリフ制も掲げています。

「7世紀に神の啓示を受けた預言者ムハンマドが作ったイスラム共同体は、宗教と政治を一体化させた国家でした。彼の死後、預言者の代理人としてのカリフを最初は選挙で選び、後に世襲化され王朝国家として存続したのです。宗教と政治を正しく体現できる者がカリフとされました。オスマン朝がアッバース朝から引き継いだカリフ職は、1924年まで存続しました」

「その後、アラブナショナリズムが失敗する中、教義やイデオロギーを力で実現しようとするイスラム主義運動の流れが出てきた。エジプト

――しかし――「いたん成立した現実の国際秩序を否定するには、戦争やテロなど平和の破壊を伴う力が必要になる。アルカイダやISISのはそれを目指す勢力です。彼らは歐米と対決し、イスラムの原理によつて問題を一挙に解決したいと考へてい る。ただ、キリスト教徒や、イスラム教徒アラウィー派がいる場所で、雪崩を打つてスンニ派の復古主義に戻るかといふとまあ無理でしよう」

——「アラブの春」は中東の民主化にはつながっていませんね。

「例えばイラクでは、宗派別の人割合が変わらない限り、いくら選挙をやっても中央政府は多數派のシーア派主導となりがちです。北部のクルド人や中部の逊二派アラブ人は不満を持ちます。普通に分析すれば見当がつく歴史の教訓なのに、米国は多數派原理を重視してきた。選挙で民主化に成功したことにしないかど、イラク戦争を正当化できないからでしょう」

――しかし――、いたん成立した現実の国際秩序を否定するには、戦争やテロなど平和の破壊を伴う力が必要になる。アルカイダやISISのはそれを目指す勢力です。彼らは歐米と対決し、イスラムの原理によつて問題を一挙に解決したいと考へている。ただ、キリスト教徒や、イスラム教徒アラウィー派がいる場所で、雪崩を打つてスンニ派の復古主義に戻るかといふとまあ無理でしよう」

——中東諸国の国境線が流動化するの方に入れるべきだと主張します。侵略が続くパレスチナ、ロシアへの帰属を求めるクリミア半島——。世界を揺るがす事態は、いざれも100年前の第一次世界大戦後の国際情勢に起因する。「帝国の崩壊過程」が続くとみる歴史学者の山内昌之・明治大特任教授に、歴史的な視点から読み解いてもらつた。

「列強の国境」否定
イスラム主義要求
教義を力で実現

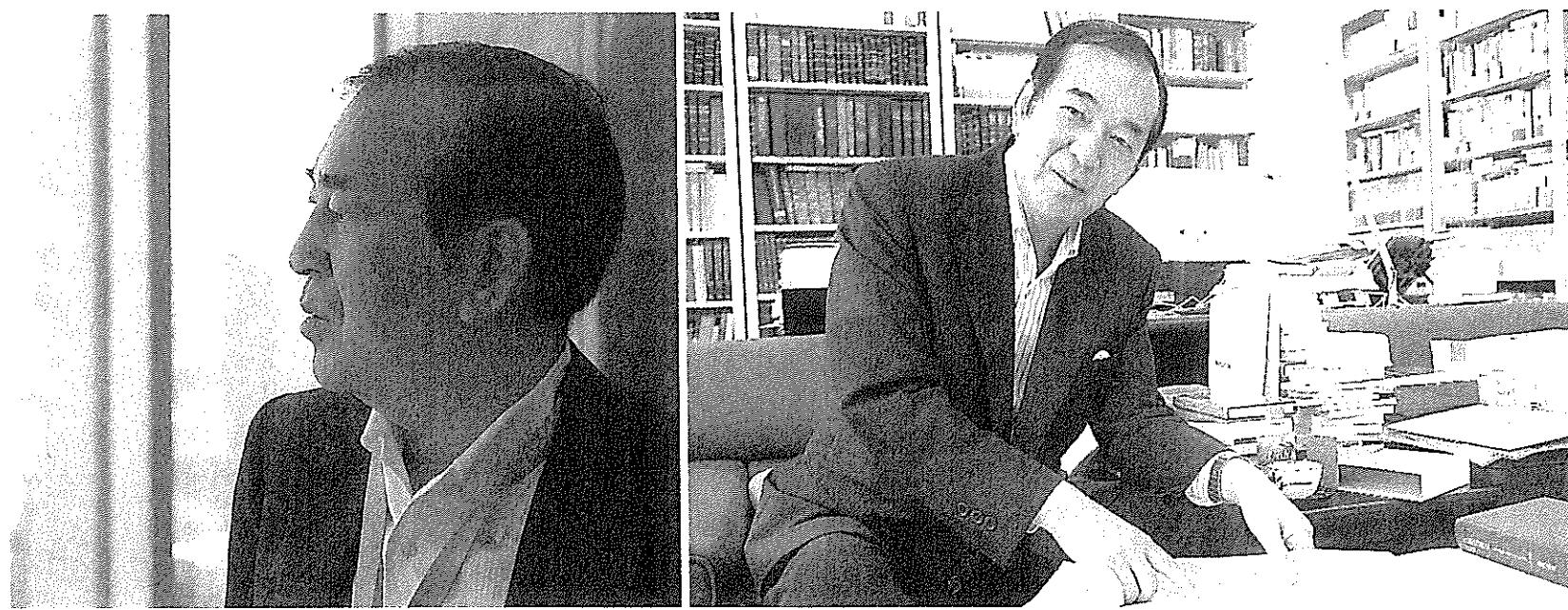
歴史学者 山内 昌之さん

1947年生まれ。東京大名誉教授（国際関係史）。最新著に「中東国際関係史研究 トルコ革命とソビエト・ロシア 1918-1923」（岩波書店）。

「オバマはシリア問題でロシアに妥協した。その結果、プーチンはウクライナ、クリミアで力を存分にあるった！」

三石合力撮影

「歐米の民主主義觀として、『多數がくみせし側は良識あふれし賢き側』といふラテン語の金言がある。政治の多數派は良識を体現した集団という前提がある。多數派民主主義の考え方をイスラム世界に当てはめて米国は失敗してきた。イラクでは健全な政権交代はなく、政府は少數派スンニ派の声に耳を傾けない」——民族や宗派が入り組んだ地域



第1次世界大戦後の中東イスラム世界

第一次大戦（1914～18）で敗戦国となったオスマン帝国（1299～1922）が解体した結果、帝国に支配された現在のシリア、イラクなどのアラブ地域はトルコ共和国から切り離され、西欧列強の委任統治領となった。宗派や民族が混在した地域を人工的に分断したことが中東での内戦や混乱の遠因になっているといわれる。

一方で、英國がアラブ、ユダヤ双方に独立国家建設を約束し、パレスチナ問題につながっていく。

約束し、ハレスブリ問題につながっていく。

黒海をはさんでトルコの対岸に位置するクリミア半島は、15世紀に成立したイスラム系のクリミアハン国から、オスマン帝国、ロシア帝国の支配を経て、ソ連邦、ウクライナへと領有が変遷した。山内さんは最新著書で、1917年のロシア革命でボリシェビキ（後の共産党）が勢力を拡大するなか、トルコとロシア両帝国の崩壊・再編過程を、トルコ共和国の初代大統領アタチュルクのライバルで、ロシア、アルメニアと対抗したトルコ軍人カラベキルの動きを軸に描いている。

「変化の兆しが
プトの『アラブの
島では、ロシア系
からロシアへの帰
民投票をしました。
——トルコに隣
マノフ朝)が倒れ、
成立した。社会主
ソビエティクス(ソ
を自指したが、実
たな帝国でした」
「クリミアを含
う国家の枠組みは
けではない。ソ連
し、ロシア、ウク
ようにみえますが、
スやクリミア半島
みや人工的に作ら
未解決のまま残つ
す。ウクライナ問題
う帝国の崩壊、再
でのひずみなのだ、
——ガザ空爆な
スチナ問題も、ほ
かのぼる問題です。
「第1次大戦前
パレスチナへの入
く、政治の問題で
くのパレスチナ人
バルフォア宣言(イ
ダヤ人国家の設立
で英國はアラブ人に
約束した。中東紛
争の中を考えるべ
所だ。ナクバの悲
た地域であるとい
の武装攻撃の問題」

強國 中東 多粒

〔第一次大戦前後からミダラ〕のパレスチナへの入植が組織化され、バルフォア宣言（17年）で英國がユダヤ人国家の設立を支援した。他方で英國はアラブ人には独立の承認を約束した。中東紛争は長い歴史の文脈の中で考えるべき問題です。

「これは宗教や文明の衝突ではなく、政治の問題です。ガザ地区は多くのパレスチナ人が48年のイスラエル建国、パレスチナのナクバ（大破局）で祖国を追われて逃げ込んだ場所だ。ナクバの悲劇を集中的に受けた地域であるという事実と、ハマスの武装攻撃の問題点を区別する必要

中国が中東への貿易依存度を高めるなか、自衛隊が機雷掃海をすれば、その最大の受益者は中国になる、という指摘もあった。集団的自衛権について基本的に容認の立場をとる山内さんだが、中東での行使については極めて抑制的な考え方だ。

石油危機、湾岸戦争、イラク戦争……。中東有事の度に日本は対米関係と対アラブ関係のはざまで試練に立たされた。イスラエルとの特殊な関係を持つ米国との集団的自衛権がこの地域じごとのよつた意味を持つのか。議論をさらに深める時だ。

成立了。社会主義の樂園、ホモ・ソビエティクス（ソビエト的人間）を目指したが、實際にできたのは新たな帝国でした」

「クリミアを含むウクライナという國家の枠組みは古くからあったわけではない。ソ連は91年末に崩壊し、ロシア、ウクライナが独立したようになりますが、實際にはカフカスやクリミア半島など、民族の枠組みや人工的に作られた国境の問題は未解決のまま残つてしまつたのです。ウクライナ問題とは、ソ連という帝国の崩壊、再編の過程が続く中でのひずみなのだと思います」

——ガザ空爆なども悪化するパレスチナ問題も、ほぼ100年前にさかのぼる問題です。

「変化の兆しが見えたのは、エジ
プトの『アラブの春』のときの若者
です。ソーシャルネットワークの草
の根レベルで民主主義が胎動する可
能性に期待がかかりました。この動
きが世代間、都市と農村、宗派を超
えて広がり、発展することはひとつ
の希望として考えられる。既成の行
政機構が役に立たないなかで、各勢
力がそれぞれ妥協し、利害関係をど
う調整するか。そのためには、軍と
は別に民主主義を求める力を結集さ
せる必要がありますが、まだ個別党
派やイデオロギーを超えた動きには
つながらないのが現状です」

多數原理の民主化
中東では通用せず
強国は譲歩を

国がどこかで譲歩しないといけない。力を持つ側がより大局的な観点に立つことが必要です。自衛権は尊重されるが、一般市民に多数の犠牲者を出す意味を考えてもいい

記者有論

科学医療部 田内 康介



難病患者を支援する仕組みが約40年ぶりに変わる。国と都道府県による医療費の助成を法律できちんと位置づける難病医療法が5月に成立。来年1月の施行に向け、500超あるとされる難病の中から、助成対象を選ぶ作業が始まることになる。

取材を通して、症状の悪化や死への恐怖を抱えながらも、前向きに生きる患者が多いことを実感した。今回の立法は大きな前進だが、患者が希望を持ち続けられる制度に育していく必要がある。

まず指摘したいのは、助成対象が56から約300に増える見込みだが、それでも漏れる人がいることだ。例えば、慢性疲労症候群（筋痛性脳脊髄炎）の患者たち。4分の1の方が激しい疲労や痛みなどでほとんどの外出できないといわれ、患者会理事長の篠原三恵子さん（55）は9年間ほぼ寝たきりの生活が続く。

新法は行政による医療費の負担を、研究支援の一環と位置づけている。そのため、助成対象の要件に「希少性」を挙げ、具体的には「患者数が人口の0・1%程度（十数万人以下）」という目安を定めている。患者数が約30万人ともいわれる慢性疲労症候群は、対象にならない可能性が高い。

確かに財源は限られており、一定の線引きは必要だ。だが、最初

難病医療法施行へ 患者が共に働く社会に

から病名や患者数で区切るのではなく、症状の重さや患者の負担能力をもつと反映できないか。篠原さんも「生活実態をみて、重症度が高い患者を優先的に助成する」と考えて欲しい」と訴える。

課題は医療費の支援だけではない。私はそのことを、全身の軟骨で炎症を繰り返す「再発性多発軟骨炎」の加藤志穂さん(32)に再認識させられた。加藤さんは2009年、物流会社の社員として台湾に赴任中、突如耳の激痛に襲われた。働き続けるか分からずには退職。その後、ハローワークの職員から「難病のことは隠した方がいい場合もある」と言われ、ショックを受けたという。周囲には無理をして働き、症状を悪化させる患者もいるそうだ。

加藤さんの目標の一つは、発症当時に在籍した会社に復帰すること。5月に面接を受け、自分に何ができるかできないかを率直に伝えたところ、見事合格。「難病が身近な問題」という認識が広がり、多様な働き方ができる社会になつて欲しいと思う」と話す。

難病患者にとって働くことは収入だけでなく、生きがいにもつながらる。新法には就労支援や相談体制の充実など社会参加を促す施策も盛り込まれた。施策が着実に実

発明者個人の権利を守れ

難病医療法施行へ 患者が共に働く社会に

私の視点

的財産政策に関する基本方針」を閣議決定して以来、会社の従業員や公務員らが仕事で発明した職務発明の制度を見直し、特許法を改正しようとする動きが出ていい。基本方針には、今は従業員側にある特許権を企業側に最初から帰属させる内容などが盛り込まれ、その後の審議会などでもそうした流れに沿った議論がされてきた。

業界団体が目指しているのは、発明した従業員に対価を支払ひ、とを企業に義務付けないまが、特許権を最初から企業に帰属させることである。しかし最近になって、特許権の最初からの企業帰属について、利益と貢献度に応じた発明者従業員への対価支払義務を条件とすべきとの意見も出してもた。企業だけが権利を得るのではなく、の反発があることを意味しより。

そもそもこの問題は、出発点からして裏耳に水であった。確かに以前は、発明した従業員が起こした裁判で企業に高額の対価を命じる判決がみられたが、それを受けた2004年に特許法は改正されているのである。その改正法の裁判例もほとんどない段階で、かく由にリスクを主張するのには違和

特許法改正問題 発明者個人の権利を守れ

りそのい業質のい業界に仕事があり、一部企業関係者からも異論が出ていいるくらいである。学界でも労使間のバランスを取るべきだという論調が支配的であり、まして一方の当事者であるはずの技術系従業員は完全に蚊帳の外である。このような中で特許法改正に突き進むというのはあまりにも短絡的かつ一方的な感が否めない。

特許法を改めて見てほしい。同法はそもそも、発明の「創作」を評価する法律なのであって、「投資」を保護する法律ではない。そのような中で「投資」をしたからといって特許権の企業側への最初からの帰属を認めたのでは、極めていびつな法律にならないか。現行法の下でも、企業側が希望すれば特許権の移転が認められるのである。最初の帰属が従業員であつても、最終的な企業側への帰属はすでに保障されているのである。

特許法はこれまで、労使間のバランスを摸索しながら構築されてきた。従業員の活力もまた必要だからである。にもかかわらず、使用者総取りで発明した従業員に何もないではありませんにもバランスを欠くのではないか。発明した従業員の対価請求権をなくすというのはいさざか横暴であり、なおかつ法改正は不要である。